

附 則

- 1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
 - 2 この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分を申請した者に係る手数料については、なお従前の例による。
 - 3 この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。
- 農林水産省令第八十号
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年十二月二十一日
 農林水産大臣 吉川 貴盛

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）				別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	(略)	オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。 (新設)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	豚	飼料1t当たり180g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり90g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり100mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

(割る)	(割る)	(割る)	(割る)
(略)	(略)	(略)	(略)
(割る)	(割る)	(割る)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 2 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	(略)	(略)	食用に供するためにと殺する前 7 日間又は食用に供するためには食用に供するために搾乳する前 96 時間
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

示

○公正取引委員会
消費者庁 告示第十八号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第三十一条第一項の規定に基づき、しようゆの表示に関する公正競争規約(平成十九年公正取引委員会告示第十四号)の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年十二月二十一日

公正取引委員会委員長 杉本 和行
消費者庁長官 岡村 和美

- 一 醬油業中央公正取引協議会(会長 春見 隆文)の申請に係るしようゆの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年十一月三十日付けで認定した。
- 二 規約に係る事業の種類
醬油の製造、販売及び輸入販売業

硫酸カナマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛(搾乳牛を除く。)	1 日量として体重 1 kg 当たり 15mg (力価) 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
(略)	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 15mg (力価) 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 10 日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする気管内投与剤	牛(生後 6 月を超え、ものを除く。)	1 日量として 1 頭当たり 500mg (力価) 以下の量を気管内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前 33 日間
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 2 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	(略)	(略)	食用に供するためにと殺する前 50 日間又は食用に供するためには食用に供するために搾乳する前 96 時間
(略)	(略)	(略)	(略)

- 三 規約の内容
別記のとおり変更する。
- 四 認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

- しようゆの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
次の表中下線の表示部分(以下、変更前の欄にあつては「変更部分」とし、変更後の欄にあつては「変更部分」という。)については、次のとおりとする。
- (一) 変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。
 - (二) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
 - (三) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。